

DERBHOLZ とは何か[≠]

— その定義について —

山 畑 一 善*

は じ め に

ここ数年のうちに A・MÖLLER の『恒続林思想』と H・KNUCHEL の著作から「照査法」を翻訳し公刊したが（都市文化社・東京）その作業の過程で Derbholz とは何か いささか疑問を抱いたのである。些細（ささい）な問題と言えども それまでだが このコトバは ドイツ語の林学書には必ずと言ってよいほど よく出てくる術語である。やはり疑問を放置しておく訳にはいかない。

むろん常識として 自分なりの理解をしていたのであるが どうしても洗い直してみる必要を感じた。Derbholz の定義ないし実体については いまなお釈然としない部分があるが これまでの検討結果について報告し 識者のご批判を仰ぐとともに ご教示を願う次第である。

I. 日本の文献に見る

まず わがくにの主な文献に どう書いてあるか。そこから検討したい。以下 語句の波線はすべて 私による「注意喚起」のシルシである。

そもそも Derbholz とは 古くからドイツでおこなわれている 樹木の部分による材種区分の一つである。材種を分けて Derbholz と Nichtderbholz に 後者を分けて Reisig と Stockholz とする。わがくにでは それぞれ 成材 非成材 粗朶材（そだざい） 根株材という訳語が当てられてきた。これは 林学界共通の理解と言ってよいであろう。ところが Derbholz の定義となると 微妙に相違しているのである。

木村・相良 『独和辞典』（昭和40年・博友社） 最初に参考のため 普通の独和辞典の一例を示しておこう。「直径 7 cm 以上の 幹材」とある。専門の立場から見て これでは満足できないこと 言うまでもないであろう。

平田慶吉訳 『恒続林思想』（昭和12年・岩波書店） 訳者脚注に「直径 7 センチメートルを超えた木をいふ」とある。これは 有皮・無皮は別としても 「胸高直径 7 cm 以上の 立木」と解するのが一般であろう。今回の私の問題意識は じつは ここから始まったのである。と言うのは私は「林木測定学」の講義において 材種区分の説明をした後 「Derbholz とは 末口有皮直径 7 cm 以上の材を言う」と教えていた（昭和26～37年）からであり その後も そう認識していたからである。

≠ Kazuyoshi YAMAHATA : A consideration on the definition of "DERBHOLZ".

* 森林計画学研究室 Laboratory of Forestmanagement.

つまり 成材とは 立木 についての用語ではなく 伐採木 についての用語であり したがって 直径の部位は「末口」でなければならない と思っていたのである。だが 私の新訳『恒続林思想』では 訳注に「有皮胸高直径7センチメートル以上の樹幹を成材という」と書いておいた(P.79)。弁明めくが これは 広く一般読者を念頭に置いていたこと その部分が「立木」ないし「林木」に関する記述であったこと などによる意識的な説明であった。「成材」は ときに「成木」と訳すのが より適切ではないか とも考えたことである。それにしても 「有皮上部直径が7cmを超える位置までの樹幹」と書くべきであった。

さて 文献について年代順に検討してみたい。

北村義重 『林業語彙』(昭和8年4月・KK丸善) 「地上の材部にして直径(皮付)7糎以上のもの」とある。材部であれば 幹枝を問わないことになるが 直径の部位が明らかでない。末口直径と解すべきか?

徳川宗敬 『和英独仏・林業辞典』(昭和8年12月・大日本山林会) 「皮付直径7cm以上の樹木の地上部分。但し伐採に際し根株と共に残される部分を除く」と書いてある。やはり 直径の位置が不明である。残される部分とは 伐採点以下の いわゆる幹足部を指すのであろう。

堀田正逸 『測樹学』(昭和13年・三浦書店) 「幹枝を通じ直径7cm以上の太さの部分をいう」とある。これは 有皮・無皮の別も示されていない。

鈴木外代一 『測樹学』(昭和18年・叢文閣) 「皮付の儘(まま)にて測径し末口直径7cm以上の部分を云ふ。従て枝にても7cm以上あれば成材に入るなり。但し7cmはこれに入らず。」と定義する。「幹枝を問わず」 「有皮末口直径」 の2点が明示されている 唯一の文献である。Reisig(粗朶)についても 「元口直径7cm以下の材(7cmを含む)」と 明快である。

中山博一 『林木材積測定学』(昭和35年3月・KK金原出版) 「皮をふくむ直径7cm以上の樹木の部分」とある。

嶺一三 『測樹』(昭和35年5月・朝倉書店) 「ドイツでは Derbholz(成材)(皮付直径7cm以上) と Nichtderbholz(非成材) に大別し 更にこれを細分している」とだけ ごく簡単な説明である。

『林業百科事典』(昭和36年・日本林業技術協会) 本書には「成材」について 独立した項目が無い。大友栄松が担当する「材積表」の説明から引用したい。「…… またドイツの…… さらに成材材積表では根株はもちろん末口径7cm未満の幹頂部や枝条部材積を含まないし…… 」と述べてある。ここに 幹頂部とか枝条部と言うのは いわゆる粗朶材を指すものと思われるが「末口径7cm未満の……」という表現は 正当でない。当然のことながら 「元口径7cm未満の……」と書くべきところであろう。しかもなお 「未満」には問題が残るのである。ともあれ「成材材積表」の「成材」とは 「有皮末口径(上部直径)が7cmを示す高さまでの 根株を除く幹材部」を意味するもの と考えられる。この場合 「成材」は 明らかに立木に関する用語 とされているのである。

大隅真一 『森林計測学』(昭和46年・養賢堂) 脚注(P.115)に「Derbholzというのはドイツにおける木材の利用区分であって 皮付直径で7cm以上の太さをもつ部分の体積のことである。単に幹だけでなく 枝でも7cm以上の部分は含める。ただし根株材積は含まない。」と説明してある。だがこれにも 少しく問題があるように思う。第一に 成材・非成材は 「利用区分」なのであろうか? 「利用区分」とは 建築用材・紙パルプ用材・燃材などの別を言うものであろう。成材・非成材は 「樹木の部分による材種区分」なのである。第二に それは「体積」や「材積」そのものではないであろう。「成材」と言い「非成材」(根株と粗朶)と言うも 樹木の部分に対する名称なのである。

このように見てくると *Derbholz* の定義ないし実体については わが国には統一的理解に欠けるようである。なかでは 鈴木外代一の『測樹学』が 最も適確であるように思われるが……。

II. ドイツの文献に見る

そこで この問題の解明には どうしてもドイツの文献に徴してみなければならぬ。

V・MÜLLER 『Lehrbuch der Holzmesskunde』(1902・明治35年) 本書は ドイツ測樹学の古典である。*Derbholz* の定義について「成材とは有皮直径 7 cm以上の 樹木の地上部分である。ただし 伐採に当たって 根株とともに残置される幹材部を除く」とある。樹木の地上部分と言うからには むろん 幹枝を問わないし また 立木たると丸太たるとを問わないであろうが「材種区分」の一つであることからすれば「丸太」に限られる と解するのが妥当であろう。とすれば 直径の位置は 材長の如何(いかん)にかかわらず「末口直径」とするのが 当然であろう。

なお 非成材の粗朶については「有皮直径 7 cm以下(7 cmもふくめて)の樹木の地上部分」と定義している。

A・SCHWAPPACH 『JLLUSTRIERTES FORST-WÖRTERBUCH』(1924・大正13年) 本書の定義は 前記 MÜLLER のそれと まったく同じである。

M・PRODAN 『Messung der Waldbestände』(1951・昭和26年) および『Holzmesslehre』(1965・昭和40年) 成材・非成材ともに 上記二つの文献と 内容的に まったく同様の定義が示されている。その限りにおいて ドイツの文献には 流石(さすが)に混乱するところが無く じつに統一である。用語の定義というものは まさに かく在るべきものと思料する。

ところで PRODAN 教授の新旧両著作には 注目すべき「解説」が 付記されているのである。これを要約すれば……

「最近 支配的となりつつある 有力な見解においては *Derbholz* を二つに分けて考えている。すなわち

1. *Derbholz-Vorratsmasse* つまり 伐倒前の立木の成材部分(また その材積 *Holzmasseninholdt*)を意味する。(私注・蓄積成材 とでも称すべきか?)。

2. *Derbholzernte* つまり 売買の対象となる素材を構成する 成材部分(また その材積)を意味する。(私注・収穫成材 とでも称すべきか?)。』

PRODAN によれば ドイツでは 1950年前後から *Derbholz* の概念に若干の変化があり それは 伐採木に関する材種区分の一つとしてだけでなく 立木ないし林木 に関しての用語ともなっているのである。

お わ り に

Derbholz とは何か? 主要な文献に照らして検討してきたが 結論的に 次のように 集約することができるであろう。

1. *Derbholz* (成材) とは もともとドイツにおける 伐採木(丸太)の材種の一つに対する名称であるが 今日(こんにち)では 立木ないし林木についても 使用する場合がある。

2. 伐採木の場合——末口有皮直径が 7 cm以上(7 cmは含まず)の 樹木の地上部分を言う。幹枝を問わない。ただし 伐採に当たって 根株として残置される幹足部を除く。

3. 立木の場合——幹の上部有皮直径が 7 cm以上(7 cmは含まず)を示す位置までの 幹足部を除く幹材部をいう。

(4). ちなみに 非成材の粗朶とは 元口有皮直径が 7 cm以下 (7 cmを含む) (私注・未満ではない) の樹木の地上材部をいうのである。

さきに見たように ドイツの文献にも 直径の位置は明示されていないが これは常識的にそれぞれ末口であり 元口であるべきであろう。

なお 拙訳『照査法』(昭和61年4月・都市文化社)では 巻末の〔用語略解〕において「ドイツの材種区分。成材と非成材に分類する。成材とは 有皮直径7 cm以上の 樹木の地上部分と言う。幹枝を問わない。ただし 伐採に当たり 根株とともに残される部分を除く。」と書いておいたが 今回の論稿は それ以後の検討によるものであることを お断りしておきたい。

終わりに 本稿をまとめるに当たり 研究室の技術補佐員・渡部志登美さんに 大変お世話になった。ここに記して お礼を申しあげる次第である。

[本稿は すべて読点を省略し いわゆる「分かち書き」とした。了とされたい。]

(1986年7月11日受理)